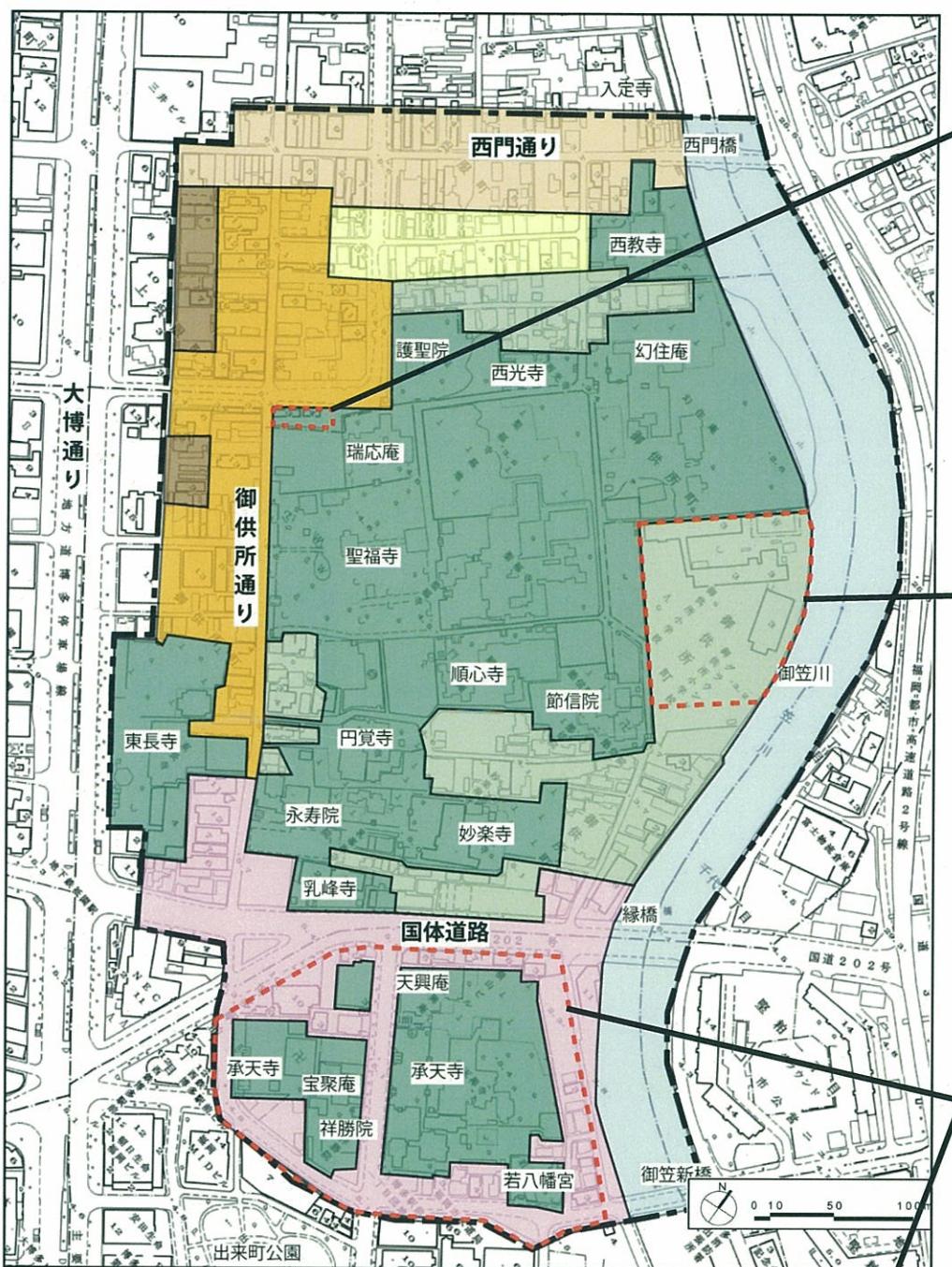


御供所地区都市景観形成地区 地区区分(案)

旧地区区分



③

「寺社境内地区」
「御供所通り地区」

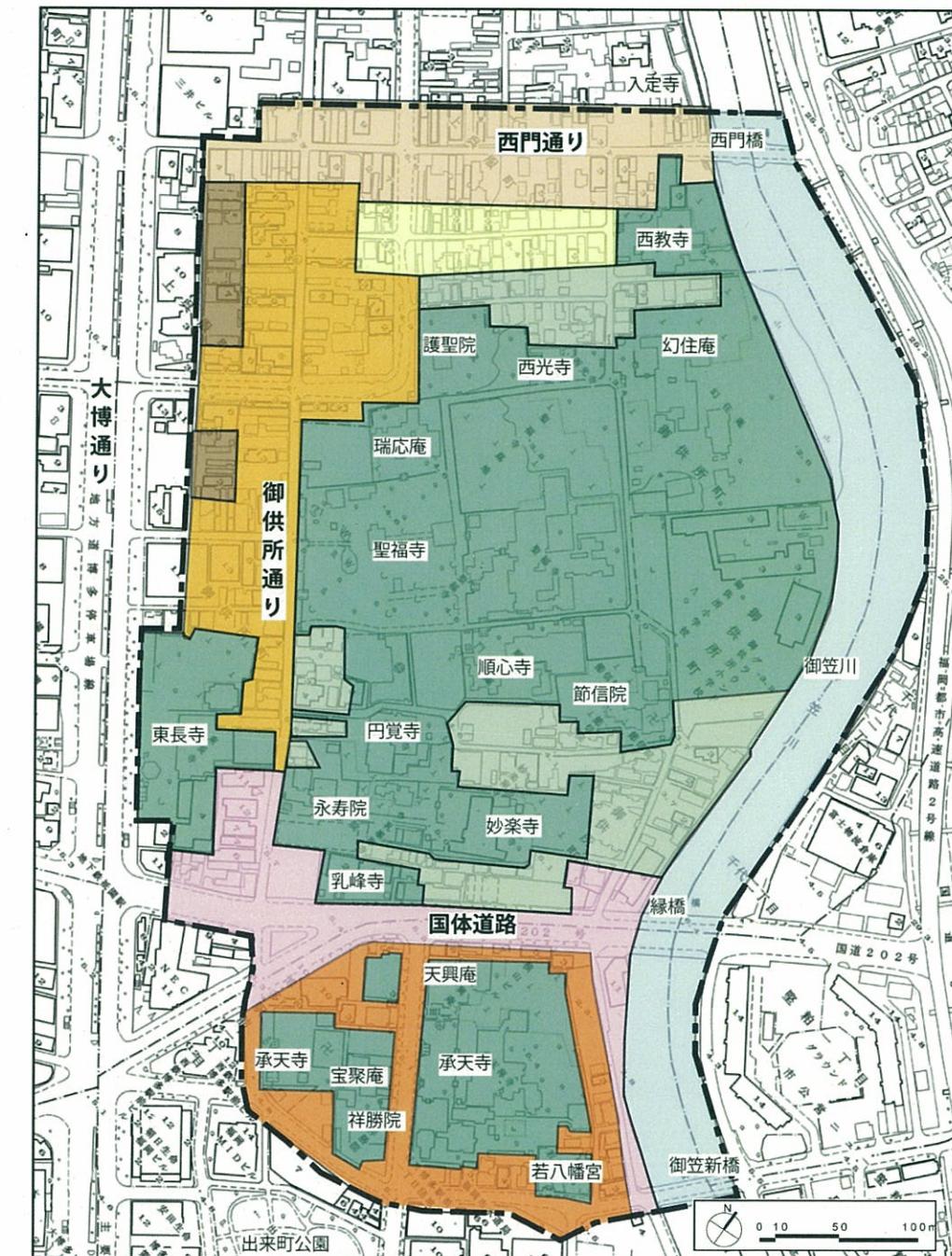
②

「寺社隣接地区」
「寺社境内地区」

①

「國体道路・承天寺周辺地区」
「國体道路地区」
「承天寺周辺地区」

新地区区分



凡例

寺社境内地区	普賢堂地区	御供所通り地区	桶屋町地区
寺社隣接地区	西門通り地区	國体道路・承天寺周辺地区	
御笠川地区			

寺社境内地区	普賢堂地区	御供所通り地区	桶屋町地区
寺社隣接地区	西門通り地区	國体道路地区	承天寺周辺地区
御笠川地区			

御供所地区都市景観形成地区地区景観形成方針(案)

青書きは旧を示す
朱書きは新を示す
黒書きは変更なしを示す

1 都市景観形成地区全体の景観形成方針

御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の協働によるまちづくりを推進していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定める。

- 聖福寺、承天寺、東長寺等の歴史的寺社群、境内の豊かな緑、地域コミュニティを育んできた路地や太閤町割り等を活かし、歴史と文化のなかに生活と祭りが息づく都心居住地区として魅力ある町並みの形成及び保全を図る。
- 歴史環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペース等の整備を進め、歴史的建造物や町並み等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る。

2 地区区分

8

地区の特性に応じ、以下の9地区に区分する。

なお、これらの地区の区分は、別図表示のとおりである。

(1) 寺社境内地区

福岡市博多区上呉服町、御供所町及び博多駅前一丁目の各一部

(2) 寺社隣接地区

福岡市博多区上呉服町及び御供所町の各一部

(3) 普賢堂地区

福岡市博多区上呉服町の一部

(4) 西門通り地区

福岡市博多区上呉服町の一部

(5) 御供所通り地区

福岡市博多区上呉服町及び御供所町の各一部

(6) 国体道路・承天寺周辺地区

福岡市博多区御供所町及び博多駅前一丁目の各一部

(6) 国体道路地区

福岡市博多区御供所町及び博多駅前一丁目の各一部

(7) 承天寺周辺地区

福岡市博多区博多駅前一丁目の一部

(7) (8) 桶屋町地区

福岡市博多区上呉服町及び御供所町の各一部

(8) (9) 御笠川地区

御笠川の一部

3 各地区的景観形成方針

都市景観形成地区全体の景観形成方針を実現するため、各地区的景観形成方針を次のとおり定める。

(1) 寺社境内地区

- 歴史的建造物及び境内の豊かな緑の保全を図る。
- 回遊性の高い開放的な境内の確保を図る。
- 寺社群を回遊する落ち着いた路地空間の保全を図る。

(2) 寺社隣接地区

- 隣接する寺社群と調和した落ち着いた町並みの形成を図る。
- 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。
- 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。

(3) 普賢堂地区

- 歴史的な町並みの整備を積極的に進め、博多の歴史を感じさせる町並みの形成を図る。
- 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。
- 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。

(4) 西門通り地区

- 歴史的な環境を活かした個性ある町並みの形成を図る。
- 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。
- 活気とにぎわいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。

(5) 御供所通り地区

- 追い山コースや聖福寺の参道・門前であるという特性を活かした町並みの形成を図る。
- 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。
- 活気とにぎわいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。

(6) 国体道路・承天寺周辺地区

- 隣接する寺社群と調和した落ち着いた町並みの形成を図る。
- 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。

(6) 国体道路地区

- 歴史的な環境を活かした町並みの形成を図る。
- 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。

(7) 承天寺周辺地区

- 隣接する寺社群と調和した落ち着いた町並みの形成を図る。
- 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。

(7) (8) 桶屋町地区

- 周辺の歴史的環境と調和した落ち着いた町並みの形成を図る。

(8) (9) 御笠川地区

- 寺社群の豊かな緑及び御笠川の水辺を活かした親水性の高い河川空間の形成を図る。

御供所地区都市景観形成地区地区景観形成基準(案)

青書きは旧を示す
朱書きは新を示す
黒書きは変更なしを示す

						国体道路・承天寺周辺地区		
						国体道路地区	承天寺周辺地区	桶屋町地区
軒下空間等	寺社境内地区	寺社隣接地区	普賢堂地区	西門通り地区	御供所通り地区	1 軒下空間を確保し、緑化等による演出を行う。 2 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。	1 軒下空間を確保し、回遊性の高い歩行者空間の形成を図る。 2 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。	1 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
広 場						1 大規模な建築物については、町並みの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオーブンスペースを確保し、歴史環境地区にふさわしい演出に努める。 2 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。		
屋外空間	門・堀	1 歴史的な雰囲気を醸し出している門や土塀等については、可能な限りその保全に努める。 2 道路に面して設ける門・堀及び駐車場や空地等の門・堀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等歴史的な寺社建築物と調和したものとし、町並みの連続性を確保する。	1 道路に面して設ける門・堀は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとし、町並みの連続性を確保する。	1 道路に面して設ける門・堀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等伝統的町家の雰囲気と調和したものとし、町並みの連続性を確保する。	1 道路に面して設ける門・堀は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとし、町並みの連続性を確保する。			
緑 化		1 既存の樹木や生け垣等を保全する。 2 境内の空地部分や境内の周囲等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。	1 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。					
そ の 他		1 歩行者空間の確保や舗装整備等により回遊性の高い開放的な境内を確保する。						
建 築 物	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1 町並みの連続性を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度に町並み壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、町並み壁面線に沿った門・堀の設置等により町並みの連続性を確保する。	1 町並みの連続性及び回遊性の高い歩行者空間を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1~2m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度に町並み壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、町並み壁面線に沿った門・堀の設置等により町並みの連続性を確保する。				
	3階以上の壁面の位置		1 圧迫感のない町並みを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。					
	各部分の高さ		1 圧迫感のない町並みを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。					
	最高部の高さ	1 建築物の最高部の高さは、既存の寺社境内の建築物や樹木の高さに配慮したものとする。	1 建築物の最高部の高さは、御供所疎開跡地街路に沿った部分を除き、原則として12m以下とする。	1 建築物の最高部の高さは、原則として12m以下とする。ただし、御供所疎開跡地街路に沿った部分は25m以下とする。	1 建築物の最高部の高さは原則として25m以下とする。	1 建築物の最高部の高さは原則として20m以下とする。	1 建築物の最高部の高さは原則として25m以下とする。	
規 模	高 さ							